

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	22 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年3月まで

私は、親に勧められ、昭和46年3月か4月ころに、市役所に行って国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したのに、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳に到達するまで、申立期間を除く国民年金加入期間（360か月）の保険料（第3号被保険者期間を除く99か月分）をすべて納付しており、申立期間当時同居していた母親も、昭和40年10月から国民年金に任意加入し、保険料を全期間納付していたことから、親子共に国民年金への加入意識及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の所持する国民年金手帳は、昭和46年4月7日に発行されており、既に同月1日から厚生年金保険の被保険者になっていた申立人が、国民年金の加入手続を行いながら、当該期間の保険料を未納のままに放置していたとは考え難く、申立人は申立期間の国民年金保険料について納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間は4か月と短期である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から45年3月まで

私は、年金記録が社会問題化したので、社会保険事務所に年金記録の照会を行ったところ、昭和38年5月から45年3月までの期間の年金記録が確認できないことが分かった。

国民年金保険料は、母親が集金人に納付しており、昭和45年3月以前の私の年金記録だけが無いのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における申立人及びその妻の国民年金保険料を申立人の母親が納付していたと主張しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の妻及び申立人の母親については、保険料の未納期間が無い上、申立人の母親が申立人の妻の婚姻前にあった未納期間の保険料についても過年度納付していることが確認できることから、申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、市の被保険者名簿によると、申立人に対して昭和38年度から44年度までの特例納付書を昭和50年2月22日に発行していることが確認できることから、納付意識が高い申立人の母親が市役所で特例納付の相談をした際に特例納付書を受け取り、特例納付を行ったと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年5月までの期間、同年8月、同年9月及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年5月まで  
② 昭和50年8月及び同年9月  
③ 昭和51年1月から同年3月まで  
④ 昭和53年4月から55年6月まで

私は、結婚のために、昭和50年1月に、A市からB市に転居してきた。その時に、国民年金に係る住所変更の手続をB市C支所で行い、集金人に国民年金保険料を納付していた。また、私は、53年3月に会社を退職してすぐに国民年金に係る手続をB市役所で行い、口座振替で申立期間④の国民年金保険料を納付してきた。

それぞれの申立期間について、納付済みの記録になっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人は、昭和50年1月ごろに、A市からB市に転居し、国民年金に係る住所変更の手続を行ったとしており、これは、申立人が所持する国民年金手帳及びB市が管理する申立人の国民年金被保険者名簿の記録と一致する。

しかしながら、社会保険庁が管理する申立人の国民年金被保険者台帳は、昭和52年3月ごろまで、前住地のA市を管轄する社会保険事務所で管理されていたことがうかがえ、同台帳では、当初、50年1月から51年3月までの期間については、未加入期間として取り扱われていたことが確認できる。その後、当該期間のうち、50年10月から同年12月までの期間については、B市が管

理する申立人の収滞納一覧表で「納付済み」となっていたことから、平成 21 年 1 月 19 日に、社会保険庁の記録が「未加入」から「納付済み」に記録訂正されていることが確認できる。これらのことから、行政側で適切な記録管理が行われていなかったことがうかがえ、申立期間①から③までの期間については、国民年金保険料が納付されていたと考えることも不自然ではない。

一方、申立期間④については、申立人は、昭和 53 年 3 月の会社退職後に国民年金に係る手続をすぐに行ったとしているが、B 市及び社会保険事務所が管理する資料並びに申立人が所持する国民年金手帳に記載されている国民年金被保険者の資格取得日は、すべて 55 年 7 月 1 日で一致しており、当該期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料の納付が行えたとは考え難い。

また、申立人が、申立期間④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間④の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 5 月までの期間、同年 8 月、同年 9 月及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、昭和41年ごろに、A市に転居し、店を開業しました。当時、店が忙しいこともあり、同市への転居時の国民年金に係る住所変更等の手続をどのように行ったかについての記憶は定かでは無いが、納付しなければならないものはすべて納付してきたのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、第3号被保険者制度が発足するまでの約25年間、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、A市への転居時の国民年金に係る手続及び国民年金保険料をさかのぼって納付したことについての記憶は無いとしているが、申立人が所持する国民年金手帳及び国民年金保険料領収書を見ると、昭和43年6月24日にA市で住所変更の手続を行った上で、同日に、申立期間の直前の41年1月から42年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間のみ過年度納付を行わずに未納としておくことは不自然である。

さらに、社会保険庁が管理する記録によると、申立期間に近接する昭和43年10月から45年2月までの期間に係る申立人の納付記録が、平成2年4月23日に「未納」から「納付済み」に訂正されていることが確認でき、行政側において申立人の国民年金保険料の納付記録の管理に不備があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から同年12月まで

昭和49年8月に会社を退職し、自営業を始める際、社会保険労務士に勧められ、51年1月から妻と国民年金に加入した。保険料の納付はすべて妻に任せている。また、妻は几帳面な性格であり、3か月分だけ納付していないのは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻と共に、昭和51年1月17日に国民年金に任意加入している上、申立期間を除き、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間(3か月)の前後において長期にわたって国民年金保険料を納付している上、申立期間の前後を通じて住所の変更など生活環境に大きな変化が無く、国民年金保険料の納付が困難となる事情はみられないことから、申立期間についても、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から45年3月まで  
② 昭和45年10月から46年3月まで  
③ 昭和57年1月から同年3月まで  
④ 昭和59年7月から同年9月まで  
⑤ 昭和60年1月から同年3月まで  
⑥ 昭和61年5月

国民年金については、昭和41年8月ごろに市役所で加入手続を行い、その際に1冊目の国民年金手帳を受け取った。

昭和42年7月から、夫が事業を元同僚のA氏と共同で立ち上げ、今日まで続けている。社会保険の適用事業所ではないので、A氏と話し合い、それぞれ各自で国民健康保険、国民年金に加入し、納付してきた。47年にはB市で2冊目の手帳を受け取った。

夫が事業を開始した最初の年度から、税金もきちんと申告して納付し、国民年金保険料を納付できないような状態ではなかった。私も、専従者給与をもらい、主人とは別に市県民税も納付していた。

平成12年\*月、夫が60歳、13年\*月に妻の私が60歳になり、国民年金保険料の納付は終了し、納付回数も400回は確実に越えていると思っていた。65歳になり、受給手続をするため、社会保険事務所へ行き、記録照会を見たところ、最初のころの4年間の納付記録が全部抜けていた。また、夫より妻の私が何か月も早く納付開始となっていること、昭和56年度から61年度にかけても何か所も未納となっていることにも驚いた。

納付については、女性の集金人が3か月分ずつ1枚の領収書をもって集金に来ていた。3か月分の途中が未納になることも考えられない。3か月分の

未納が何か所かあるが、もしそのとき、留守だったとしても、次の集金時には必ず未納を知らせてくれるので、そのまま未納になるとは考えられない。領収書についても最初からの全部を黒い布袋に入れてあったが、地震で自宅が全壊し、袋ごと失ってしまった。1か月180円の時から納付した記憶がある。

昭和44年1月に娘が生まれて、2年も経ってから納付が始まったことになっているのは絶対にあり得ない。同時期の夫の同僚のA氏の領収書があるので添付する。申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、昭和46年1月30日に国民年金に係る「市外転入」の処理が行われた旨記載されており、申立人はこのころに同市において国民年金の手続を行ったものと推認され、同市において申立人が国民年金被保険者として認識され、保険料を納付することができたとは考え難い。

また、申立期間③、④、⑤及び⑥については、B市の収滞納一覧表によると、当該期間を通じて、申立人は、納付方法を銀行口座からの引き落としによる納付としていた記録がみられるところ、当該銀行口座の取引履歴において、当該期間に係る申立人の国民年金保険料の引き落としは確認できない。

さらに、申立期間①、③、④、⑤及び⑥については、社会保険庁が保管する国民年金被保険者原票及びB市の納付記録によると、当該期間に係る保険料納付は確認できない上、当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、B市が申立人を国民年金の被保険者として把握していたことがうかがえる上、申立期間②を含む昭和45年度の納付記録について、申立人の記録訂正の求めを端緒に、社会保険庁のオンライン記録と同市の納付記録が一致していないとして、社会保険庁では、平成20年5月に申立期間②を納付済期間から未納期間へ記録訂正している経緯が認められるなど、当該期間の年金記録については適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から45年3月まで  
② 昭和45年7月から46年3月まで  
③ 昭和57年1月から同年3月まで  
④ 昭和61年5月

国民年金については、昭和41年8月ごろに市役所で加入手続を行い、その際に1冊目の国民年金手帳を受け取った。

昭和42年7月から、事業を元同僚のA氏と共同で立ち上げ、今日まで続けている。社会保険の適用事業所ではないので、A氏と話し合い、それぞれ各自で国民健康保険、国民年金に加入し、納付してきた。47年にはB市で2冊目の手帳を受け取った。

事業を開始した最初の年度から、税金もきちんと申告して納付し、国民年金保険料を納付できないような状態ではなかった。私の妻も専従者給与をもらい、私とは別に市県民税も納付していた。

平成12年\*月、私が60歳、13年\*月に私の妻が60歳になり、国民年金保険料の納付は終了し、納付回数も400回は確実に越えていると思っていた。65歳になり、受給手続をするため、社会保険事務所へ行き、記録照会を見たところ、最初のころの4年間の納付記録が全部抜けていた。また、私より私の妻が何か月も早く納付開始となっていること、昭和56年度から61年度にかけても何か所も未納となっていることにも驚いた。

納付については、女性の集金人が3か月分ずつ1枚の領収書をもって集金に来ていた。3か月分の途中が未納になることも考えられない。3か月分の未納が何か所かあるが、もしそのとき、留守だったとしても、次の集金時には必ず未納を知らせてくれるので、そのまま未納になるとは考えられない。領

収書についても最初からの全部を黒い布袋に入れてあったが、地震で自宅が全壊し、袋ごと失ってしまった。1 か月 180 円の時から納付した記憶がある。

昭和 44 年 1 月に娘が生まれて、2 年も経ってから納付が始まったことになっているのは絶対にあり得ない。同時期の同僚の A 氏の領収書があるので添付する。申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、昭和 46 年 1 月 30 日に国民年金に係る「市外転入」の処理が行われた旨記載されており、申立人はこのころに同市において国民年金の手続を行ったものと推認され、同市において申立人が国民年金被保険者として認識され、保険料を納付することができたとは考え難い。

また、申立期間③及び④については、B 市の収滞納一覧表によると、当該期間を通じて、申立人は、納付方法を銀行口座からの引き落としによる納付としていた記録がみられるところ、当該銀行口座の取引履歴において、当該期間に係る申立人の国民年金保険料の引き落としは確認できない。

さらに、申立期間①、③及び④については、社会保険庁が保管する国民年金被保険者原票及び B 市の納付記録によると、当該期間に係る保険料納付は確認できない上、当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、B 市が申立人を国民年金の被保険者として把握していたことがうかがえる上、申立期間②を含む昭和 45 年度の納付記録について、申立人の記録訂正の求めを端緒に、社会保険庁のオンライン記録と同市の納付記録が一致していないとして、社会保険庁では、平成 20 年 5 月に申立期間②を納付済期間から未納期間へ記録訂正している経緯が認められるなど、当該期間の年金記録については適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を47年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、同年3月から同年5月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から48年5月1日まで

私は、B社に勤務していた夫の上司から、アルバイトを勧められ、昭和47年3月ごろから1年程度、A社に勤務した。

当時の給与明細書の一部が残っており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、社会保険庁の記録には、私のA社における厚生年金加入期間が無いので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和47年3月1日から同年6月1日までの期間については、給与明細書の記録及び元上司の詳細な証言などから、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和47年3月から同年5月までの標準報酬月額については、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無く、申立人の記録が抜け落ちたことがうかがえない上、社会保険事務所が、申立人の厚生年金保険被保険者資

格の取得及び喪失の双方の事務処理において記録の処理を誤るとは考え難いため、事業主は、社会保険事務所に申立人の資格得喪等に係る届出を行っていないと考えられる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和47年6月1日から48年5月1日までの期間については、元同僚の証言から、申立人が申立てに係る事業所において一年程度勤務していた可能性はうかがえるが、公共職業安定所の記録では、申立人が雇用保険に加入していたことは確認できないなど、申立人の勤務期間を特定することができない上、申立人が勤務していた建設現場には、同様の職種（事務員）の従業員がいないことから、勤務状況等についても確認することができない。

また、複数の元同僚の供述から、申立人の後任者と考えられる事務員について、社会保険事務所の保管するA社に係る被保険者名簿を確認したところ、同社での加入記録は確認することができない。

さらに、事業主は当時の関係資料を保管していないことから、申立人の当時の勤務状況や厚生年金保険料を給与から控除していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和47年6月1日から48年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年1月から8年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月及び同年11月の標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月21日から8年12月1日まで

平成7年ごろ、勤務していたA社の経営が苦しくなったと聞いていましたが、給料等の支払は問題有りませんでした。8年に突然裁判所へ和議申請の手続を開始したと聞きました。会社は存続することになりましたが、このころに2年間さかのぼって従業員の厚生年金保険の標準報酬を改ざんしたと担当に聞かされ資料をもらいました。それを添付して申し立てます。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年1月から8年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、社会保険庁の記録によると、当初、当該期間に係る標準報酬月額は47万円とされていた。

しかしながら、社会保険庁の記録では、平成8年5月8日付けで、申立人を含む26人の標準報酬月額の記録が<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、9万8,000円に記録訂正されていることが確認できる。

また、A社の当時の経理担当者は、「経営が悪化し、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の指導により、標準報酬月額をさかのぼって下方修正した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成8年5月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている、申立人の6年1月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該決定については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、平成8年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立てに係る事業所において、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われた元同僚の所持する給与明細書を基に確認すると、社会保険庁の記録では、当該給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（遡及訂正前に記録されていた額と同額）より低い標準報酬月額が記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成8年10月及び同年11月の標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た申立人の平成6年1月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の所在が不明であり、当該期間当時の状況が確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月 1 日から 30 年 6 月 29 日まで  
② 昭和 31 年 2 月 1 日から 38 年 11 月 10 日まで

私は、昭和 28 年 7 月 1 日から 30 年 6 月 29 日まで A 社に勤務した後、31 年 2 月 1 日から 38 年 11 月 10 日まで B 社に勤務したが、社会保険庁の記録によると、同社を退職した 2 年 3 か月後の 41 年 2 月 4 日に脱退手当金を受給したとされている。

私は、当時、脱退手当金の制度を知らなかったにもかかわらず、脱退手当金を支給したとされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 3 か月後の昭和 41 年 2 月 4 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和 39 年 3 月 \* 日に婚姻し、改姓しており、その約 2 年後に脱退手当金の支給決定がなされているが、B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名はいずれも変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年11月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月9日から同年12月8日まで

私は、昭和36年3月1日から平成8年12月31日まで継続してA社に勤務し、その間ずっと厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している申立期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保有する「昭和36年度入社名簿」及び「平成7年度退職者名簿」並びに雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和36年3月1日から平成8年12月31日まで同社に継続して勤務し(昭和36年11月9日に同社C支店から同社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和36年12月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月27日から同年10月21日まで

私は、昭和28年7月1日にA社C支店に入社以来、平成8年12月31日に退職するまで同社で継続して勤務していたが、同社C支店からD社E支店に転勤したときにあった研修期間(昭和52年9月27日から同年10月21日まで)について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。正社員として毎月、給与から厚生年金保険料を控除されていたため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事発令記録、厚生年金基金加入員台帳、基金への得喪届及び社会保険事務所への資格喪失届の写しから、申立人が申立期間の前後を通じ、A社及びその関連会社で継続して勤務し(昭和52年10月21日にA社C支店からD社E支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和52年8月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る資格喪失日を昭和52年9月27日として誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年3月から同年7月までの期間及び同年10月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年3月及び同年4月は44万円、同年5月は36万円、同年6月は24万円、同年7月は41万円、同年10月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成4年3月から同年7月までの期間及び同年10月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否か明らかでないとして認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から同年12月1日まで

私の夫は、平成3年2月1日にA社に入社し、4年11月30日に退職するまでの間、継続して同社に勤務した。

社会保険庁の記録によると、入社当初の標準報酬月額については報酬に見合った53万円とされているが、平成4年3月以降の期間に係る標準報酬月額が20万円とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年3月1日から同年8月1日までの期間及び同年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人の妻が所持する申立人の給料明細書を見ると、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額を上回って相違していることが確認できる。

また、標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納

付の特例等に関する法律」(以下、「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成4年3月及び同年4月は44万円、同年5月は36万円、同年6月は24万円、同年7月は41万円、同年10月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立てに係る事業所は既に適用事業所ではなく、元事業主から供述を得ることもできないことから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成4年8月1日から同年10月1日までの期間及び同年11月1日から同年12月1日までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額は、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から同年12月までの期間及び53年8月から54年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から同年12月まで  
② 昭和53年8月から54年1月まで

申立期間①は、A社を退職し、B社に就職するまでの8か月間、申立期間②は、B社を退職し、第1子出産後3か月までの6か月間である。両社を退職する際、厚生年金から国民年金へ、健康保険から国民健康保険に加入するよう指示があったので、手続の上、保険料を納付していた。未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年5月及び53年8月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、それぞれ直ちに国民年金及び国民健康保険の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者原票、市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳には、いずれも申立人が54年2月9日に任意加入した旨の記載が確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認される。

また、申立人が昭和49年5月及び53年8月に加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない上、任意加入の被保険者である申立人の場合、制度上、加入日前にさかのぼって申立期間①及び②の保険料を納付することもできない。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年6月まで

私は、子育てのために会社勤めを辞めて、国民年金に加入した。町の婦人会に入っていたから、村ごとに役員が毎月集金して、それを町役場の年金課の方に納付していました。町が発行する領収書については、2、3か月ごとに、婦人会を通じて受け取っていたことはよく覚えているが、現在は保管していない。

しかし、当時納付していた婦人会の方も、私と同じように納付していたと言っている。過去に役場の年金課の方が集金した保険料を使い込んだとして退職されたことがあった。申立期間がそのころだったと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社勤めをやめて国民年金に加入し、昭和46年4月から保険料を納付したとしているが、i) 社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者原票及び町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿において、申立人が47年7月1日に任意加入被保険者として資格取得した旨の記録が確認できること、ii) 申立人が所持する同年9月22日発行の国民年金手帳において、資格取得日は47年7月1日と記載（それ以前の期間については、欄外の上段に43年3月1日強制、43年9月4日喪失と記載）されている上、昭和47年度国民年金印紙検認記録欄の4月から6月までの検認欄に「貼付不要」と押印されていることから、申立期間について、申立人は国民年金の被保険者としては取り扱われておらず、未加入の期間となり、保険料を納付することができたとは考え難い。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から50年12月まで

昭和45年10月に結婚し、主人から国民年金の加入を勧められ、A町役場に行き国民年金加入手続を行った。その後、50年12月にB市に引っ越しするまでの間、借家の家賃を支払いに行く時に併せて役場に行き国民年金保険料を定期的に納付していた。それにもかかわらず、ねんきん特別便を見るとA町にいた間に納付したはずの国民年金保険料が未納となっており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する年金手帳の記載によると、申立人は、昭和53年7月5日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得したところとなっているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年9月に払い出されている記録になっていることが確認できることから、行政の記録管理に不自然さはうかがえない。

また、制度上、国民年金の任意加入被保険者はさかのぼって国民年金に加入することができないため、申立期間については未加入期間となり、国民年金保険料の納付が行えたとは考え難い。

さらに、申立人が国民年金に加入したとしている昭和46年ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 35 年 12 月 1 日から 39 年 6 月 15 日まで  
④ 平成 10 年 6 月 1 日から 14 年 2 月 1 日まで

申立期間①については、A社に勤務していた。申立期間②については、B店に勤務し、寮に住み込んで修行をしていた。上司はC社元社員だった。申立期間③については、D社で勤務しており、よく夜勤をしていた。申立期間④については、E社で勤務しており、給料は月額手取り 30 万円だった。申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、登記簿謄本等によると、申立人が勤務していたとするA社の正式名称はF社であるが、同社は、申立人の同社における勤務記録は無いとしている上、申立期間①当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、申立人の勤務状況を確認できない。

また、社会保険庁の記録によれば、F社は、昭和 35 年 3 月 1 日に厚生年金保険の新規適用を受けており、申立期間①は新規適用前の期間であるため、申立人が厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い上、申立人は同社の同僚を記憶しておらず、これらの者から当時の状況を聴取することもできない。

なお、申立期間①当時の事業主等は、昭和 35 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

2 申立期間②については、申立人が、B店の当該期間当時の事業主であったとする同店の 2 代目は既に死亡しており、申立人の勤務状況を確認できない。また、社会保険庁の記録において、B店が厚生年金保険の適用事業所で

あったとする事実は確認できず、昭和 34 年ごろから同店で働いていた 3 代目は、「申立期間②当時も現在も厚生年金保険に加入したことはなく、当然のことながら、給与から厚生年金保険料は引いていない。」と証言していることから、仮に申立人が同店で勤務していた場合においても、事業主により給与から保険料が控除されていたとは考え難い。

- 3 申立期間③については、D社の事業主は既に死亡しており、事業主から申立人の勤務状況を確認できない。

また、申立期間③当時、D社で働いていた元事務員は、「D社に『H』という人は勤務していたが、その人は明治生まれで、当時 50 歳ぐらい、後に店を起こし、私もそこで短期間働いたことがあるのでよく知っている。同社に同姓同名の別人はいなかった。」と証言しているところ、社会保険事務所の記録によると、同社において申立期間当時、「H」に係る被保険者記録は確認できるものの、当該「H」は明治 42 年\*月\*日生まれであり、元事務員の証言と一致することから、申立人とは別人であることが認められ、申立人の勤務状況を確認することができない。

- 4 申立期間④については、E社の登記簿謄本及び元事業主の証言によれば、同社は経営が悪化したため、平成 10 年 6 月 30 日に裁判所に和議を申し込み、11 年 6 月 14 日に和議開始決定、同年 10 月 29 日に和議認可の決定が確定しているところ、同社の元事業主は、申立人について、和議に精通している人物との紹介を受け、自分の相談相手として月給 30 万円、給与から各種保険料等は何も控除しないという契約で雇用したと証言している。

また、元事業主によると、申立期間④当時、E社は社会保険料を滞納していたため、従業員の厚生年金保険被保険者資格の喪失手続きを行い、従業員に対しては国民年金に加入するよう指導しており、新たに厚生年金保険に加入させることはほとんどなかったとしている。社会保険庁の記録によると、平成 10 年 8 月に元従業員 21 人のうち 10 人について被保険者資格の喪失届を行ったことが確認できるほか、裁判所の上記和議認可確定の条件として「人件費等を減らすこと」が提示されたため、元事業主以外の残る 11 人の元従業員についても、11 年 9 月 30 日に資格喪失届を社会保険事務所に提出したことが確認でき、元事業主の証言と一致することから、同社では、申立期間④当時、従業員を厚生年金保険に加入させず、保険料を給与から控除していなかったものと考えられる。

- 5 このほか、申立人が、申立期間①から④までにおいて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)及び周辺事情は見当たらない。
- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 19 日から 30 年 11 月 26 日まで  
② 昭和 30 年 12 月 1 日から 34 年 1 月 21 日まで

私は、65 歳になって年金の裁定請求を行った際に、社会保険事務所の職員から、A 社と B 社 C 支店で勤務していた期間に係る脱退手当金が、昭和 34 年 6 月 19 日に社会保険事務所から支給されていると説明を受けた。

しかし、私は、B 社 C 支店を退職後、友人に誘われて D 市にある個人商店で勤務しており、脱退手当金を支給決定したとされている日には D 市に住んでいたため、E 県にある社会保険事務所で脱退手当金を受け取ることはできなかった。

当時は脱退手当金という制度があることも知らなかったし、脱退手当金は受け取っていないので、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が管理する B 社 C 支店の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後 2 年以内に当該事業所を退職(同日に別の事業所に勤務した者を除く。)し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性 15 人(申立人を除く。)について調査したところ、12 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、この 12 人の中には、支給決定日が同じ者が 2 人ずつ 3 組みられる。これらのことから、当該事業所においては、事業主により代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金の裁定を受けたことを示す「回答済」の表示があるとともに、B 社 C 支店に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があ

る上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、B社C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和34年6月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間の脱退手当金について、社会保険事務所による支給決定時にはD市に住んでいたために受け取れなかったと主張しているが、支給方法については不明であるものの、申立人が、脱退手当金を隔地払いにより支給された可能性は否定できない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月から 20 年 8 月まで

私は、昭和 16 年 5 月 10 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、19 年 8 月 10 日に入隊するまでの間、同社 C 支店の事務職員として継続して勤務した。また、兵役期間中についても同社との雇用関係は継続しており、給与は保管されていた。

終戦後の昭和 21 年 8 月 10 日に復員したが、社会保険庁の記録によると、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 16 年 5 月から 20 年 8 月末までの間、継続して A 社 C 支店に在籍していたとしており、当時の事業主及び事業所の所在地を詳細に記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

2 しかしながら、申立期間のうち、昭和 17 年 6 月から 19 年 9 月 30 日までの期間については、申立人は、申立期間の業務内容について筋肉労働ではなく、事務的な業務に従事していたとしており、当該期間に施行されていた労働者年金保険法においては、男子の筋肉労働者のみが被保険者とされていたことから、申立人は同法による被保険者では無かったものと認められる。

3 また、申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月までの期間については、県発行の申立人に係る軍歴証明によると、申立人は、19 年 9 月 20 日付けで入営し、21 年 8 月 9 日付けで復員したことが確認できる。また、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、同年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

しかしながら、B社によると、申立期間当時の人事記録はほとんど残っていないとしている上、申立人は元同僚の氏名を正確に記憶しておらず、社会保険事務局によると、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は現存していないとしており、元同僚からの聞き取り調査を行うこともできないことから、同社における申立人の勤務期間を特定することができず、当該期間における在籍を確認することができないため、当該期間について軍歴期間の厚生年金保険料の免除の適用について定めた旧厚生年金保険法第59条の2に基づく厚生年金保険料が免除されていた期間であったとすることが困難な状況にある。

- 4 また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 38 年 12 月 30 日まで  
申立期間当時、夜間高校に通いながら、A社で働いていた。社会保険事務所で、当時の同僚の名前を調べてもらったら、その人たちには厚生年金の加入記録があったので、私の記録もあるはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚3人の証言により、申立人が同事業所に在籍していたことは推認できるものの、当該元同僚は申立人の勤務期間までは覚えていないため、申立人の同事業所における勤務期間は明確ではない。

また、申立人は、入社後1か月以内に自身で厚生年金保険の加入手続をしたと供述しているが、申立期間にA社で勤務していた元事業主の長男（後の事業主）及び元同僚は、給与計算や社会保険の手続は当時の事業主が行っていたとしており、申立人の供述と相違する上、当該元事業主は既に死亡していることから、申立期間当時の同事業所における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人は、上記元事業主の長男が申立期間にA社で勤務していたことを記憶しているものの、元事業主の長男は、申立人のことを覚えていない上、「夜間高校に通いながら働いていたのであれば、厚生年金保険に加入させなかったのではないか。」としている。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点はみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月21日から41年10月1日まで

私は、昭和37年2月15日から57年7月21日までA社で継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、39年4月21日から41年9月30日までの厚生年金保険の加入期間が抜けていた。

申立期間中、一時退職や休職をした記憶は無いので、加入記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元同僚の一人は、「当時は子連れで勤務する方もおり、年金や保険に全員加入していたことはなかった。」と述べている。

また、事業主は、申立人が昭和41年10月1日に再度同社における被保険者資格を取得した際の「健康保険被保険者更新確認通知書」を保管しており、申立期間については保険料控除が行われていなかった可能性が高いとしている。

さらに、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金被保険者原票を見ると、申立人については、昭和37年2月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に健康保険番号「\*」の保険証が発行されているが、39年4月27日にこれを返納し、41年10月1日に健康保険番号「\*」の保険証が発行されていることが確認できる。また、同様に社会保険事務所が管理する、申立人の夫が当時勤務していた事業所の健康保険厚生年金被保険者原票を見ると、申立期間においては、申立人、長女及び次女の3人が申立人の夫の被扶養者となっていたことが確認できる。これらのことから、申立人は、申立期間において厚

生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月1日から24年2月24日まで

私は、昭和24年2月に結婚を理由にA社を退職したが、その時、同社の事務の人に「年金はどうしますか。一時金でも受け取れますが。」と尋ねられたことを覚えている。確かに、新所帯であったため、お金は必要だったが、私は一時金として受け取ることを断った。脱退手当金は受給していないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳によると、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2週間後の昭和24年3月10日に支給決定された旨の記載が確認できる。申立人は同年2月に結婚を理由に退職したとしているところ、申立期間の脱退手当金は、被保険者期間が6月以上20年未満の女子が婚姻、分娩のために資格喪失したときに支給するとされており、申立人の申立期間に係る被保険者期間は17か月であるため、当該要件を満たした上で支給されたものと推認され、一連の事務処理に特段の不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度が創設（昭和36年）される前であり、被保険者期間が短期間である被保険者が脱退手当金を受給することについての不自然さはうかがえず、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月から同年 7 月末まで  
② 昭和 34 年 2 月 26 日から 35 年 2 月末まで

私の厚生年金保険の加入期間は、昭和 33 年 8 月から 34 年 2 月までとなっているが、申立期間も継続して A 社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。ほぼ同時期に入社した同期も厚生年金保険の記録があるので、私の申立期間についても認めていただきたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立内容及び元同僚の証言により、申立人が申立てに係る事業所である A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元同僚の証言からは、申立人が申立期間に A 社において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言等は得られない上、当該事業所は、既に倒産しており、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない上、記載された整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 994

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月1日から54年11月24日まで

昭和29年9月に社会保険に加入し平成19年3月に至るまで、社会保険に加入しなかった時期及び健康保険証を手放した時期は1度もありません。社会保険事務所を詳細に調査して、私の年金加入の漏れを訂正していただきますようお願いいたします。

### 第3 委員会の判断の理由

商業法人登記簿を見ると、「A社」は申立期間中の昭和54年8月30日に申立人を代表取締役として設立されていることが確認できる。また、申立期間のうち、53年5月1日から54年8月29日までの期間については、申立人の兄を代表取締役として43年3月1日に法人設立された「A社」（51年7月22日に「B社」に商号変更、52年5月8日に「C社」に商号変更、59年12月2日に解散）に係る期間であることが確認できることから、その当時の状況について、当時の代表取締役である申立人の兄に照会を行ったところ、「申立期間について、すでに会社は申立人が経営しており、私は無関係である。」と供述している。

これらのことから、申立人が申立期間において申立てに係る事業所であるA社D支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社D支店の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、2人の従業員が、整理番号\*番で昭和53年3月6日に、整理番号\*番で54年8月1日に、それぞれ被保険者資格を取得した後、申立人が、整理番号\*番で同年11月24日に被保険者資格を取得したことが確認できる上、同名簿において欠番等は無く、不自然な点は見られない。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿を見ると、申

立人は、A社D支店において新たな厚生年金保険記号番号を取得しており、その番号の払出日は、当該事業所での被保険者資格取得日と同日の54年11月24日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細等、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 7 月 11 日まで

私は、昭和 40 年に高校を卒業後、A社に就職した。同社がB県内に営業所(C社)を開設するというので、同年5月ごろから先輩と共にその任に当たった。先輩は1年後に退職して帰郷したが、私は44年4月末まで同社で業務に従事していた。就職してからずっと給与から厚生年金保険料を引かれていたが、42年11月1日から43年7月11日までの厚生年金保険の記録が無い。その期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社において被保険者記録を確認できる元従業員の多くは、申立人を含め、昭和42年11月から43年1月にかけて被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このことについて、A社の元同僚(5人)は、同社は昭和42年末ごろに倒産したとしており、i) そのうち二人は、「申立人は申立期間より前から、A社にしながらC社の業務に従事していた。」と証言していること、ii) 申立期間当時にA社及びC社の税務を取り扱っていた税理士事務所の元職員が、「A社は42年11月に倒産しており、申立期間におけるC社の従業員の給与は同社から支給されていた。」と証言していることから、申立人は申立期間当時、C社に勤務していたと推認される。

しかしながら、上記税理士事務所の元職員は、「C社の従業員数は、厚生年金保険の新規適用日(昭和43年7月11日)前においては5人未満であった。新規適用前には、給与から保険料が控除されていなかった。」と証言していることから、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月から 33 年 3 月 20 日まで  
私は、知人の紹介で、A社に入社した。

入社して間もなく、厚生年金保険の被保険者証を提出するように言われ、退職するまで被保険者証を会社に預けていた記憶がある。また、感冒で健康保険を使って医者にかかった記憶があるにもかかわらず、年金記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が、A社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社において、申立期間の直前である昭和 31 年ごろに社会保険事務を担当していた元従業員によると、当時は、各部署の責任者が社員の正式採用を決定し、正式採用後に社会保険に加入させていたとしている上、申立期間の終期である 33 年 2 月ごろに同事務を担当していた元従業員も、試用期間があったことを証言している。

また、昭和 32 年にA社に入社した複数の元従業員が、「入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致しない。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名の記載は無い上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、A社は廃業している上、事業主及び申立期間の当初に社会保険事務を担当していた元従業員も既に亡くなっており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 30 日から 54 年 10 月 5 日まで  
私は、長く A 社で勤務しており、申立期間においても A 社の B 支店で勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所に厚生年金保険料を納付していないということは不自然である。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時における A 社の代表取締役及び複数の元従業員は、「A 社は、昭和 53 年ごろに一時倒産状態にあった。」と証言している上、同社に係る社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録を見ると、53 年 9 月 30 日に、被保険者 59 人中 34 人が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「A 社 B 支店で一緒に勤務していた元従業員は、昭和 56 年ごろに退職した。」と供述しているが、上記記録によると、この元従業員も申立人と同日の 53 年 9 月 30 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間中の昭和 54 年 5 月から同年 8 月にかけて、申立人が、国民健康保険を使って受診していることが、医療機関の記録により確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間に係る申立人の原票は無い上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 21 日から 43 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 11 月 30 日から 44 年 1 月 10 日まで  
③ 昭和 44 年 2 月 24 日から同年 5 月 1 日まで  
④ 昭和 49 年 12 月 30 日から 50 年 3 月 1 日まで  
⑤ 昭和 50 年 3 月 15 日から 58 年 11 月 10 日まで

私は、勤務を始めた昭和 39 年 2 月以降、会社はいろいろと替わったが、1 日も欠けることなく継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 42 年 4 月 21 日から 43 年 11 月 30 日までの間、A社において継続して勤務していたとしているが、申立人は、元同僚の名前を記憶していないため、申立期間①当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 6 人から聞き取り調査を行ったが、申立人の名前を記憶しているとする 1 人の証言は得られたものの、勤務していた期間についてまでは不明としている上、元事業主は、申立人の名前を記憶しておらず、当時の資料は残っていないとしており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、公共職業安定所の雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 42 年 4 月 21 日から同年 5 月 20 日までの間は、申立期間①の直前に勤務していたB社の被保険者であることが確認できる上、A社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人が昭和 43 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得

し、同年 11 月 30 日に同資格を喪失した旨の記載が確認できる。また、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった 38 年 10 月 1 日から、申立人が 43 年 10 月 1 日に資格取得するまでの間において、同原票で申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和 43 年 11 月 30 日から 44 年 2 月 24 日までの間、C 社において継続して勤務していたとしているが、申立人は、元同僚の名前を記憶していないため、申立期間②当時に C 社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 5 人から聞き取り調査を行ったが、申立人の名前を記憶しているとする 2 人の証言は得られたものの、短期間で退職したとしている上、元事業主は、申立人の名前を記憶しておらず、当時の資料は残っていないとしており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、公共職業安定所が保管する C 社に係る雇用保険の被保険者記録を見ると、申立人の被保険者期間は、社会保険庁の記録と一致することが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する C 社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人が昭和 44 年 1 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 2 月 24 日に同資格を喪失した旨の記載が確認できる。また、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった 43 年 7 月 1 日から、申立人が 44 年 1 月 10 日に資格取得するまでの間において、同原票で申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、昭和 44 年 2 月 24 日から 49 年 12 月 30 日までの間、D 社において継続して勤務したとしているが、申立人は、元同僚の名前を記憶していないため、申立期間③当時に D 社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 7 人のうち、連絡先が判明し聞き取り調査を行うことができた 1 人によると、「事業所では 4、5 人の従業員が勤務していたが、申立人の記憶は無い。」としており、申立人が申立期間③において同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

また、公共職業安定所が保管する D 社に係る雇用保険の被保険者記録を見ると、申立人の被保険者期間は、社会保険庁の記録と一致することが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する D 社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人が昭和 44 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、49 年 12 月 30 日に同資格を喪失した旨の記載が確認できる。また、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった 43 年 12 月 1 日から、申立人が

44年5月1日に資格取得するまでの間において、同原票で申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

- 4 申立期間④及び⑤については、申立人は、昭和49年12月30日から58年11月10日までの間、E社において継続して勤務していたとしているが、社会保険庁の記録によると、同社は、50年2月6日付けで厚生年金保険の新規適用事業所となり、52年10月31日付けで全喪していることから、申立期間④のうち、49年12月30日から50年2月5日までの期間及び申立期間⑤のうち、52年11月1日から58年11月10日までの期間については、適用事業所となっていない期間である。

また、申立人は、元同僚の名前を記憶していないため、申立期間④及び⑤当時にE社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員7人のうち、連絡先が判明し聞き取り調査を行うことができた2人によると、「私が勤務した期間（昭和50年4月から同年9月まで）に申立人はおらず、一緒に勤務していない。」、「申立人は、私が50年4月に入社した際には勤務しておらず、入社する前に勤務していたと聞いたが勤務した期間は分からない。」とそれぞれ証言しており、申立人が申立期間④及び⑤において同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管するE社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人が昭和50年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同月15日に同資格を喪失した旨の記載が確認できる。また、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった50年2月6日から、申立人が同年3月1日に資格取得するまでの期間及び申立人が資格喪失した同年3月15日から58年11月10日までの期間において、同原票で申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

- 5 このほか、申立人が申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 999

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 2 月 8 日から 25 年 1 月 31 日まで

昭和 60 年 12 月 13 日に社会保険事務所で作ってもらった年金手帳には、A社が記入されているのに、調査回答書には厚生年金保険加入事業所名が無いとの回答があり、納得も理解もできません。また、自分の記憶とは勤務期間が大きく違うのも分かり、調査及び記録の訂正をお願いします。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身が所持する、A社内で同僚と共に写したとする写真及び年金手帳の記録欄に記載された内容から、当該事業所において昭和 24 年 2 月 8 日から 25 年 1 月 31 日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立人は、昭和 24 年 2 月 8 日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 5 月 25 日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に記載されているB社での勤務について記憶に無いとしているものの、A社の事業内容についての記憶も曖昧であり、また、元同僚の氏名も記憶していないことから、申立人のA社における勤務期間は特定できず、申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が管理する事業所名簿を見ても、A社が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することができない上、申立人が記憶する所在地において、現地調査を行ったが、当該事業所に関する資料や証拠を得ることはできなかった。

なお、申立人が所持する年金手帳の「厚生年金保険・船員保険の記録(3)」のページを見ると、「事業所名・船舶所有者名」及び「所在地」欄には、社会保険事務所の職員が鉛筆で記入し、その上を申立人自身がボールペンでなぞったとする「A社」及び「C市」の記載が確認できる。また、「被保険者となった日」及び「被保険者でなくなった日」欄には、筆跡が異なる字で「昭和24年2月8日」及び「24年5月25日」と記載されており、その下欄に、「資格確認」及び「60.12.3」の押印が確認できる。これらのことから、申立人は、A社においての厚生年金保険の被保険者記録があるはずだと主張しているが、24年2月8日に被保険者となり、同年5月25日に被保険者でなくなったとする記載は、上述のB社の被保険者期間と一致しており不自然な点はなく、当該年金手帳の記載内容から申立人がA社において24年2月8日から25年1月31日まで勤務していたことはいかなる理由も示さない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 1000

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 36 年 8 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで

私は、年金受給の申請で社会保険事務所の窓口に行った時、自分の加入月数が勤務期間と相違があるため調査依頼しましたが、「記録はそれしか無い。」との回答であった。会社が加入してくれていなかったのかと諦めていましたが、当時、同じ条件で働いていた同僚には、勤務した全期間に厚生年金保険の被保険者記録があることを聞きました。調査をお願いします。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間①、②及び③において、申立てに係る事業所であるA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「当時の資料は保存しておらず、申立人に係る状況や当時の状況等は不明である。」としている上、申立人が入社する以前から勤務しており、申立人と同様の業務をしていたとして、申立人が氏名を記憶している元同僚二人については、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、A社B支店において昭和 36 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで（2 か月）の、厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人が当該事業所において取得した厚生年金保険記号番号は、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日と同日の同年 8 月 1 日に払い出されており、同年 6 月 1 日にさかのぼって被保険者資格を取得していることがうかがえるが、このような届出が行われていることについても、当該事業所の当時の労

務担当者は記憶しておらず、その理由を確認することができない。

さらに、当該労務担当者は、「現地採用者のすべてを社会保険に加入させていたわけではなかった。」旨の供述をしている上、A社は、「申立人を含め事務の女性は現地採用であるため、関連資料は無く、勤務状況及び社会保険の加入状況は不明である。」と述べている。

加えて、社会保険事務所が保管するA社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間①、②及び③において申立人の氏名の記載は確認できない上、申立期間前後において整理番号の欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 1001

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月1日から34年3月31日まで

私は、昭和29年3月1日から34年3月30日までA社で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、その期間の厚生年金保険の被保険者期間に係る脱退手当金が同年7月6日に支給されたこととされており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年7月6日に支給決定されている上、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 34. 6. 1」が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時にA社において総務事務を担当していたとする元職員によると、経理担当者が脱退手当金の手続を行い、退職金と一緒に支給していたと証言していることを踏まえると、申立期間当時、同社においては脱退手当金の代理請求を行っていたことがうかがえる。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年4月1日から38年3月26日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、昭和38年3月26日から同年3月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から38年3月31日まで

私は、昭和27年4月にA社に入社し、38年3月末に退職した。退職時、退職金は受け取ったが、脱退手当金は受け取った記憶が無い。この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者期間（昭和27年4月1日から38年3月26日まで）について、38年6月21日に脱退手当金を支給したとされているところ、同事務所が保管している、申立人名の押印がある「脱退手当金裁定請求書」には、38年4月5日受付、同月15日再受付、同年6月21日現金支払済の押印がなされていることが確認できる。

また、社会保険事務所には、申立人がその夫に対し、脱退手当金の受領を委任するに当たって作成したとみられる「委任状」（同年6月21日付けの現金支払済の押印がある。）も保管されており、申立人の意思に基づいて脱退手当金の請求が行われたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿のいずれにおいても、申立人に係る記載欄に脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印があり、これら複数の関係資料には、いずれも不自然な点が見当たらない上、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していな

いことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

一方、申立人は脱退手当金の支給期間以降について、昭和 38 年 3 月 31 日まで勤務していたと主張しているが、A社が保管する上記被保険者名簿に記載されている申立人の同社における被保険者資格喪失日から、申立人が、38 年 3 月 26 日から同月 31 日まで同社で勤務した事実は確認できない上、当時の元同僚から聴取したものの、明確に申立人の勤務期間を記憶している者はおらず、勤務実態は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和46年12月1日から47年9月18日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和47年9月18日から49年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月1日から47年9月18日まで  
② 昭和47年9月18日から49年7月1日まで

昭和46年12月1日から47年9月18日までについて、私は、46年7月に新会社設立準備のため海外に移り、同年10月に海外で新会社を設立した。その後3年間、海外で勤務し、49年7月に帰国した。海外に在籍していた間は、現地法人から給与を受けていて、保険のことはよく分からず、日本で会社が厚生年金保険料を納付しているものと思っていたのに、記録が欠落しているのはおかしい。調査してほしい。

昭和47年9月18日から49年7月1日までについて、私が実際に受けていた報酬額と社会保険庁の標準報酬月額との間に、相当な開きがあるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の職員カードにより、申立人は、申立期間においても継続して同社（当時は、B社）に在籍（昭和46年7月26日から49年7月3日まで海外勤務）していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人は昭和46年12月1日にB社（現在は、A社）において、いったん厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社の厚生年金保険の適用が、C社会保険事務所管轄からD社会保険事務所管轄へ変更された47年9月18日に、厚生年金保険の被保険者資格を再取得

していることが確認でき、申立期間①の加入記録が確認できない。また、当時の同社の元従業員によると、同時期に本社機能を東京に集中させたとしているところ、申立期間①及び②当時、申立人と同様に海外勤務であった元同僚についても、申立人と同様の厚生年金保険被保険者記録（申立期間①が記録無し、申立期間②の標準報酬月額が低額）となっていることが確認できる上、当該元同僚によると、毎月の給与は海外の口座に現地通貨で振り込まれ、賞与は日本の口座に日本円で振り込まれていたとしており、海外勤務者からは定期的に厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていなかったことがうかがえる。

また、申立期間当時、B社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる38人（当時の職員及び海外勤務者を含む。）に、申立人の厚生年金保険の加入状況及び海外勤務者の社会保険の取扱いについて照会し、30人（当時の職員及び海外勤務者を含む。）から回答があったものの、申立人が申立期間①において厚生年金保険に加入していたこと及び申立期間②において申立人の給与から申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、A社によると、当時の資料が保存されておらず、海外勤務者に対する社会保険事務及び給与からの保険料控除の取扱いについては不明であるとしているため、申立期間当時の状況を確認することができない。

さらに、社会保険庁が保管する申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間①に申立人の氏名の記載は無い上、当該期間に整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。また、申立期間②の申立人に係る標準報酬月額の記録については、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料及び申立期間②に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料（申立期間②については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料）が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。また、申立期間②については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 1004

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から23年10月まで

私は、昭和22年4月から23年10月まで、A社で勤務していた。A社は入社当時、B氏が社長をしており、22年5月にC氏が会社を譲り受け、現在もD社として事業を行っているはずである。当時、けが又は病気の度に健康保険証を使用していた記憶もあるため、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している元同僚（既に死亡）の娘の証言により、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない上、申立人が昭和22年5月にA社から事業を引き継いだと供述しているD社についても、社会保険庁の記録によると、29年6月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶している元同僚のうち、社会保険庁の記録が確認できる3人についても、申立期間についての厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人がA社の設立者であったとしているB氏、及び当該事業所を引き継いだとしているC氏は既に亡くなっている上、当該事業所の関連会社に、当該事業所に関する書類等は保存されていないため、申立てに係る事実や当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほ

かに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる  
周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する  
と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を  
事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 26 日から 17 年 5 月 31 日まで

私は、平成 16 年 4 月 26 日から、A 社で働いていたが、翌月に、業務中に負傷した。その後、休業補償給付を受給していたが、17 年 9 月 15 日に A 社を退職した。同年 10 月からは、別の会社で働いたが、翌月、再び業務中に事故に遭い、この会社も退職することとなった。そこで、19 年 3 月に障害基礎年金の受給手続をしたところ、保険料納付期間が足りないために受給できないと言われた。

社会保険事務所に照会したところ、A 社は、強制適用事業所であるにもかかわらず、私の厚生年金被保険者資格取得届を行っていないことが分かった。社会保険事務所の指導により、A 社は、時効にかからない 3 か月分の厚生年金保険料を納付したが、それでも私が障害基礎年金を受給するためには、受給要件である保険料納付期間(被保険者期間の 3 分の 2)に、6 か月足りない。

私は、A 社の違法行為により障害基礎年金を受給できないことに納得できない。社会保険事務所の A 社に対する監督責任もあることから、同社における厚生年金保険被保険者期間を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び労働者災害補償保険の記録から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録により、A 社は、申立人が平成 16 年 4 月 26 日に入社した際に、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得手続を行うこと無く、以降の厚生年金保険料を納付しておらず、19 年 6 月に初めて、社会保険事務所の指導に基づき時効にかからない 17 年 6 月から同年 8 月までの厚

生年金保険料を納付したことが確認できる。

また、申立人が所持する平成16年4月分及び同年5月分の給与明細書から、当該2か月分の社会保険料が控除されていなかったことが確認できる上、申立人は、16年6月から17年9月の退職までの間は休業補償給付を受給しており、厚生年金保険料は納付していなかったと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 1006

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年6月30日から同年9月1日まで  
② 昭和31年9月1日から同年9月30日まで

私は、昭和27年12月1日から31年8月31日までA社で勤務し、翌9月1日からはB社（現在は、C社）D支店に赴任した。31年8月31日に、A社で最後の勤務を終え、そのまま夜行列車に乗り、翌朝、B社D支店に着任したのだが、同様にA社からB社に転職した者は十数人いたと思う。

A社で勤務した最後の3か月とB社D支店で勤務を始めた最初の1か月について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚の証言及び申立人の当時の明確な記憶から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できるものの、当該元同僚からは、当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言までは得ることはできなかった。

また、申立人が、自身と同様に申立期間①の終期である昭和31年8月31日までA社に勤務し、翌日の同年9月1日にB社に入社したと記憶している元同僚4人について、社会保険庁の記録により、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を見ると、うち2人は31年8月31日であるものの、ほかの2人については、それぞれ、同年8月1日、同年8月23日となっており、31年8月31日にA社を退職する前に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していたことがうかがえる。このことから、申立人についても、A社に勤務している途中に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したものと考えられる。

さらに、A社は、昭和42年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではな

くなっており、元事業主の所在も不明であることから、申立期間①当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及びC社が保管する在籍証明書から、申立人が、当該期間の始期である昭和31年9月1日からA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、上記の申立人の元同僚4人はいずれも、B社において、入社から1か月後の昭和31年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、健康保険組合によると、申立人の同組合への加入年月日は昭和31年10月1日であるとしており、これは、社会保険庁の記録で確認できる申立人のB社における厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致する。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに当該期間の厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 1007

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から36年3月まで

私の母は、昭和34年4月から36年3月までA社B支店で勤務していた。B支店によると、同支店は35年4月9日にC支店から独立してできたので、それまでの母の在籍はC支店だったはずであるとのことであった。

母は、事業所から記念品を受け取っていたほど仕事熱心だったので、申立期間はC支店又はB支店で厚生年金に加入しているはずである。調査して、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及び申立人の代理人が保管している資料により、申立人が申立期間において同社で営業職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社本社は、「営業職員が厚生年金保険に加入し始めたのは、昭和36年4月以降だったと聞いている。」としている上、申立期間におけるC支店長及びB支店長は、当時は営業職員を厚生年金保険に加入させていなかったとそれぞれ証言している。

また、社会保険事務所が管理する申立期間に係るA社C支店及び同社B支店の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の記録は確認できない上、同名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 2 日から 39 年 12 月 27 日まで

私は、昭和 39 年 12 月 26 日に、A 社を退職し、いったん実家に戻った後、40 年 2 月に結婚（戸籍上の婚姻日は同年 6 月 \* 日）して B 市に転居した。40 年 2 月から夫の健康保険の被扶養者になり、その翌月から結婚後の「C」姓で失業保険を受け取ったが、脱退手当金を受け取った記憶は無い。

平成 13 年 8 月に、夫は、B 市役所で私の障害年金の手続をする際、障害基礎年金と老齢厚生年金のどちらを選ぶかと尋ねられた。しかし、16 年 6 月に、夫は、社会保険事務所で、私が A 社に勤務した期間については脱退手当金を受けていると言われた。

このように、私の厚生年金について、夫が役所によって異なる説明を受け、脱退手当金が支給済みであるとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている従業員で、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後 5 年以内に同社を退職し、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 33 人のうち、同手当金を受給した 12 人について調査したところ、このうち 5 人（申立人を含む。）について、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 年以内に脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できるとともに、当該 5 人のうち 2 人は、「会社が、自分の知らないうちに請求手続をしていた。」と証言している。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月半後の昭和 40 年 4 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立人の夫は、申立人の年金記録について、「平成 13 年 8 月に B 市役

所では、障害基礎年金と老齢厚生年金の選択ができると説明を受けたのに、16年6月に社会保険事務所では、脱退手当金を支給済みであると言われたので、この約3年の間に記録が改ざんされたのではないか。」と主張しているが、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があること、及び同原票のマイクロフィルム化が昭和51年から平成4年までの間に実施されたことからみて、申立人に係る年金記録について、平成13年から16年までの間に、申立人が主張する「改ざん」が行われたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。